

# 「なおえつ うみまちアート」実行委員会 会則

## 第1章 総則

### (名称)

本会は、「なおえつ うみまちアート」実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

**第1条** 実行委員会は、現代アートの作品展示や参加型のアートイベントの取組を通じて、直江津地区全体の活性化を目指すため、なおえつ うみまちアートを開催するために必要な事項を審議し、実行し総括することを目的とする。

## 第2章 組織

### (組織)

**第2条** 実行委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (役員)

**第3条** 実行委員会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

### (役員の選任)

**第4条** 役員は、実行委員会の中から互選により選任する。

### (役員の職務)

**第5条** 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は不在のときは、副会長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他事務を監査する。

### (任期)

**第6条** 委員の任期は、第13条の規定に基づき実行委員会が解散する日までとする。ただし、委員が就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で任期を終え、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 前項にかかわらず、特別の事情があるときは、この限りではない。

### (顧問の設置)

**第7条** 実行委員会の目的達成に向け進言し、又は助言するため、顧問を置く。

2 顧問は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 上越市長 村山 秀幸
- (2) 頸城自動車株式会社 代表取締役社長 山田 知治
- (3) 株式会社良品計画 代表取締役会長 金井 政明

## 第3章 会議

### (会議)

**第8条 実行委員会の会議**（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
- (4) その他実行委員会が必要と認める事項

3 委員の過半数の出席（オンラインでの出席を含む。）がなければ会議を開き審議し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

4 会議の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、会議の議決に代えることができる。

6 会長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

7 前各項の規定にかかわらず、緊急に決議を要する事項があるとき又は特別な事情があるときは、付議される事項について、持ち回り又は書面により委員の可否を求め、決議に代えることができる。

#### 第4章 会長の専決処分

##### （会長の専決処分）

**第9条** 会長は、会議を招集する暇がないとき又は会議の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分をすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議等において報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

#### 第5章 事務局

##### （事務局）

**第10条** 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げる団体をもって組織する。

- (1) 上越市
- (2) 頸城自動車株式会社
- (3) 株式会社良品計画

3 主たる事務局を上越市企画政策部企画政策課内に置く。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

**(会計)**

**第11条** 実行委員会の経費は、上越市からの交付金その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(会計年度)**

**第12条** 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

**第7章 解散**

**(解散)**

**第13条** 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

**(残余財産の帰属)**

**第14条** 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、上越市に帰属するものとする。

**第8章 補則**

**(補則)**

**第15条** この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この会則は、令和3年4月30日から施行する。

**(経過措置)**

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和4年3月31日までとする。

別表（第2条関係）

団体名	役 職	氏 名
直江津商店連合会	会長	新井 康祐
上越教育大学	教授	五十嵐 史帆
上越美術教育連盟	会長	石川 清春
直江津地区連合青年会	会長	笠原 勇氣
上越商工会議所	専務理事	川上 宏
直江津地区町内会長連絡協議会	会長	久保田 幸正
上越地域振興局	局長 (兼 企画振興部長)	三木 公一
上越美術協会	会長	濱口 剛
直江津まちづくり活性化協議会	副会長	彦坂 薫
上越観光コンベンション協会	会長	山田 知治

(五十音順)